

令和 5 年 9 月 4 日

見附市議会議長 様

見附市議会議員

小坂井 哲夫

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【1】水害対策について

答弁を求める者 市長

この夏、西日本各地において梅雨前線の停滞や台風通過による記録的な豪雨によって各地で水害が発生し、その被害の様子が連日のテレビ、新聞等で報じられました。年々その被害が巨大化しています。

水害に関して、見附市も平成 16 年 7. 13 の「新潟・福島豪雨」水害を経験いたしました。その経験から一時的に大量の水を溜め込む“遊水池”的建設、自然環境を生かした“田んぼダム”的実施、堤防の改修、そして人的な災害を防ぐために住民の行動を示した“豪雨災害対応ガイドブック”的全戸配布、全市民を対象にした避難訓練の実施等、いろいろな観点で水害に備える対策を講じているものと感じております。

1 避難訓練について

(1) 避難場所について

全市一斉避難訓練は水害想定で行われているものです。1 次避難場所が指定されていますが、その避難所が水没地域である場合、集合場所はそこでよいのかどうかです。現実に河川の氾濫が起こり水没の危機が迫った時、訓練通り行っていたのでは 2 次避難場所となる指定緊急避難場所への移動は大変な時間のロスとなってしまいます。

避難は速やかに行われなければなりません。訓練通りでは安全が保たれません。訓練は実際に起こりうる状況を想定して行うことが基本であり、安全な場所への避難とその行動を想定して行われるべきであると思います。

* 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウエ

No. 1



避難訓練について以下質問いたします。

- ア 水没地域内に1次避難場所が設定されている理由は。
イ 避難訓練時に指定緊急避難場所への移動訓練はできないのか。

(2) 垂直避難について

“豪雨災害対応ガイドブック”では警戒レベル3で自力避難困難者、高齢者、障害者、防災ファミリーサポート制度でいう避難行動要支援者等が避難開始となります。危険なところから早く離れることが当然なことがあります。

避難行動要支援者には支援者が登録されていて、安否確認や避難誘導の支援などがお願いされています。しかしその支援者も高齢であったり、日中仕事で町内にいない方であったりで、いざとなった時、支援者としての役が担えるのか、現実的に可能かどうか心配なところがあります。高齢者、障害者の中には避難所まで歩けない人もおられます。住民の高齢化との関わりもあって、地域で支え合うには非常にハードルが高いものと感じます。

そこで自力避難が困難な方には垂直避難（自宅滞在避難）が一番現実的であると思うのです。避難は時間との戦いです。警報が発せられ、避難を行うにあたり住み慣れた、動線も分かる自宅2階・3階での避難が有効であると思います。

豪雨災害対応ガイドブックにも避難指示（緊急）時に“丈夫な建物に避難”と謳っています。訓練時に高齢者・自力避難困難者には警戒レベル3において一時的に自宅2階・3階へ避難の考えを取り入れてよいのではないかでしょうか。

垂直避難について以下質問いたします。

- ア 垂直避難についての見解は。また、やむなく自宅2階・3階に避難された場合の救助・支援はどのように考えられているのか。
イ 緊急避難所として民間企業の建物の借用はされているのか。

2 水害を防止する河川管理について

(1) 橋管・橋門設備について

刈谷田川には橋管・橋門設備があります。(資料 1-1) 橋管・橋門の役割は洪水時において堤防の代わりとなり得るものと位置づけられ、刈谷田川の水位が上昇し、一定の高さまできたら門扉を締めて、川からの流入を防ぎ農作地・住宅地を守り、災害を防ぐ重要な設備であります。そのため橋管・橋門の維持管理は適切に行われていなければなりません。また操作には門扉を作動させるタイミングなど操作の基準が明確に周知されていなければなりません。

橋門・橋管設備について以下質問いたします。

- ア 見附市管轄内にある橋管・橋門の数は。
- イ 橋管・橋門の維持管理はどのようにされていますか。
- ウ 操作される方には操作手順等が伝わっているのでしょうか。

(2) 河川敷の整備について

7・13水害以後、河川の改修については前述したとおりですが、その後の河川敷の様子は雑草、雑木が繁茂し雑木林化しています。

(資料 1-2)

あるところは堤防道路より幹が高くなり、葉が堤防道路にせり出しているところもあります。洪水になった時、雑木が水の流れを阻害し河川の水位を上げてしまいます。また倒木が橋脚・橋に絡まり、ダムのようになってしまいます。せっかく遊水池を作っても効果が期待できなくなるこのことに心配されている方が大勢おられます。

刈谷田川等の河川敷の現状について(雑草・雑木など)、市としてどのような対策を考えておられるのでしょうか。

* 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】暮らし満足 No. 1 のまちづくりについて

答弁を求める者 市長

1 見附市は人口減少と共に、高齢者人口が増え、高齢化率 33%の数字が示されております。少子高齢化がハッキリと示され、2040年推計では 38%の高齢化率になります。見附市は令和 5 年度のまちづくりの取り組みとして「暮らし満足 N01 のまち」を方針に掲げました。満足を実感するには住んでいる地区的環境、住む人の人柄、そして人の交流が鍵となります。そこに住む人たちの「地域力」が重要になります。

今、市内のいたるところで空き家が目立ち、世帯数の減少、高齢者世帯・独居老人世帯の増加等により町内会運営が危機に瀕しているところも出てきています。町内役員交代時には無理をお願いしての継続、あるいは役を空席または兼任する形で活動をつないでいるところもあると聞きます。何よりも役員のなり手不足が顕著に現われてきています。

特に市街地で「地域力」の低下が現れていて、恒例であった新年会・忘年会の行事が開催できない、町内美化保全の共同作業ができない、地域住民の助け合いが求められる自主防災組織が機能できない、消雪井戸組合の解散など、地域を守ることが困難になってきてることは「暮らし満足 No. 1 のまち」づくりを考えるうえでとても重要な問題です。

このように行政区の状況を踏まえて以下質問いたします。

- (1) 区長は行政とのパイプ役を行います。区長が一番苦労されていると思います。少人数で懇談会など聞き実状を聞くなどの取り組みが必要ではないでしょうか。見解をお聞かせください。
- (2) 市街地の行政区で世帯数の一番多いところの世帯の数、少ないところの数をお聞かせください。
- (3) 行政区で適正な世帯数にするための統合や再編などの考えはありますか。お聞かせください。

* 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

(4) コミュニティ組織はボランティアの委員で成り立っています。行政区・地域関連団体からの委員を選出してもらい活動しています。しかしながら前に述べたように行政区の事情により委員選出ができない、または「名前だけ」の委員選出があつたりして、現実として委員空白のまま活動しているということもお聞きしました。

コミュニティ組織において、スリム化を含め組織の検討も必要な時期ではないでしょうか。どのように考えておられるのかお聞かせください。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

No. 5

資料 1－1

(樋管・樋門設備)



漆山地内？樋門

資料 1－2

(刈谷田川左岸側 河川敷の様子)



漆山地内



総合体育館前